

# ソロクト・楽生院訴訟

## ハンセン病市民学会

### 台湾楽生院訴訟判決に対する声明

本日、東京地裁は、台湾楽生院訴訟に対して、原告勝訴の判決を言い渡しました。2001年5月11日に出された熊本地裁判決は、ハンセン病発症者に対して行ってきた隔離政策が誤りであったこと、重大な人権侵害があったことを認定し、国の賠償を認めた画期的な判決でした。その成果が、今日の判決によって、4年半近く遅れて、我が国の植民地下にあった時代、台湾において、国内と同様に隔離政策の下にあった被害者にもようやく認められたこととなります。

周知のように、熊本地裁判決の成果は、「ハンセン病補償法」の成立によって、原告のみならず、過去に一度でも日本の国立ハンセン病療養所等に入所した人すべてが国からの補償を受けられるところまで広がりました。熊本地裁判決の趣旨とハンセン病補償法の立法目的に従えば、補償の対象は日本が統治していた地域のすべての患者に及ぶのは当然のことです。その意味では、本判決は、至極当たり前の事理を認めた当然の判決と評価しうるものです。

また、本年3月に厚生労働省の受託業務として行われた「ハンセン病問題に関する検証会議」が提出した最終報告書においても、韓国ソロクト・台湾楽生院で行われたハンセン病発症者に対する絶対的強制隔離政策が日本の植民地政策の一翼を担うものとして行われた結果、国内にも匹敵するかそれ以上の苛烈でかつ皇民化を伴う二重の人権侵害が存在した事実が記載されています。

国が原告の方達の補償請求に応じなかったことは、こうした戦前に行ってきた旧植民地でのハンセン病政策の責任を認めないという姿勢に帰因するものです。行政訴訟とはいえ、本裁判は、事実上、日本の植民地支配の責任を問う裁判でもありました。その意味で、本判決が出された意義を国は謙虚に理解すべきです。

私たち、ハンセン病市民学会は、本年5月の設立とともに、国内における被害者及び家族の方達の問題と同じく、旧植民地時

代に日本のハンセン病政策の被害を受けた方達の問題を解決することをめざして交流して参りました。

国内の被害者のみを救済の対象とし、旧植民地の被害者としての当然の補償を受ける権利に背を向けることは、日本政府がハンセン病隔離政策の根幹にあった排除の論理をいまだに精算できていないことを内外に示すことに他なりません。原告の方達は80歳を超える方も多いことを鑑み、国は控訴を断念し、速やかに補償を実施すべきです。

私たちは、国民の皆様が熊本地裁判決の際に寄せた大きな関心をもってこの裁判の帰趨を見届けて頂くことを呼びかけます。

また、国に対しては、控訴をすることがハンセン病回復者に対する人権侵害行為そのものであることを自覚し、誠意ある判断を強く求めるものです。

2005年10月25日

---

[←戻る](#) [TOP](#) [市民学会TOP](#) [進む→](#)